

2017年度

東洋大学南水会(父母会)の

学生総合補償制度

(学生・こども総合保険)

 一時払なので
1年ごとの支払いよりも割安!

加入保険料 25,000円~

 申込締切日
2017年3月31日(金)
4月28日までは同一保険料で加入可能!

**アルバイト
クラブ活動中のケガ**
扶養者の方がー
一人暮らしの事故
自転車の事故

東洋大学南水会(父母会)が加入窓口となる補償制度なので、安心してご加入頂けます。

学生総合補償制度Q&A ~よくあるご質問~

- Q** 申込締切日を過ぎても加入できますか?
- A** ご加入頂けます。申込締切日を過ぎてしまった場合でも4月28日までのご加入であれば、保険料は変わりません。5月1日以降のご加入については、月単位で保険料が変更となりますので、総合補償制度コンタクトセンターまでお問い合わせください。加入保険料をお伝え致します。いずれの場合も補償開始日は保険料が着金した日からとなり、それ以前の事故は対象外となります。
- Q** 保険料は毎年支払う必要はないのですか?
- A** 保険料は保険期間分を一括してお支払い頂きます。2~4年目のお支払いは発生しません。
- Q** 他の補償制度(共済など)との違いを教えてください。
- A** 本制度は、東洋大学南水会(父母会)が加入窓口となり、東洋大学にご入学される学生と父母・保護者の皆さまのために用意した独自の補償制度であり、入学から卒業までの学生生活をお守りする制度です。
- Q** 学生本人や扶養者が持病を抱えていても加入できますか?
- A** ご加入頂けます。ただし、保険期間の開始時より前に発病した病気については、保険金のお支払い対象となりませんので、ご注意ください(学生本人、扶養者ともにタイプA、B、F、Gが該当)。
- Q** 自転車で加害事故を起こした場合は補償されますか?
- A** すべての加入タイプで学生ご本人のケガに加え、他人にケガをさせてしまった場合の治療費、また他人の財物を壊してしまった場合の修理費用などについて、法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償されます。アルバイトやインターンシップ中の損害賠償責任も補償されます。※上記事故例でも法律上の損害賠償責任が発生しない等、お支払いの対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- Q** 海外でも補償されますか?
- A** 24時間、国内外問わず補償(一部は国内のみ)となっておりますので、旅行中等ご本人のケガや病気、第三者への法律上の損害賠償責任を負った場合も補償となります(ただし、病気はタイプA、B、F、Gのみ)。※上記の場合でも示談交渉サービスは日本国内で発生した賠償事故のみ対象となります。
- Q** 申し込み手続きをした後で何か書類は届きますか?
- A** 「加入者証」を6月下旬を目安にご加入者全員に発送致します。それまではゆうちょ銀行または郵便局の受領証を保管してください。

【お問い合わせは】
窓口は保険業務提携代理店
大東京保険サービス株式が運営しています
0120-00-8426
総合補償制度コンタクトセンター [受付時間 平日9:00~17:00]

携帯電話・PHSなどをご利用の場合は
右記の番号をご利用ください。
03-6912-0550

【万一、事故が発生した場合は】
あんしん24受付センターまで
遅滞なくご連絡ください **0120-985-024(無料)**
IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。【受付時間:365日24時間】
※おかけ間違いにご注意ください。

【取扱幹事代理店】 **株式会社キャンパスサービス**
〒113-0001 東京都文京区白山1-30-10 4F TEL:03-5844-2810
※学校法人東洋大学が100%出資した事業会社です。


 お申込みは、「加入申込票」に記入して郵便局またはゆうちょ銀行で保険料を払い込むだけ!!
郵送で書類を送る必要はありません。

お申込締切日
2017年3月31日(金)

(保険期間:2017年4月1日午前0時~2021年4月1日午後4時)

4月28日までは保険料が変わらずに加入可能です!

補償開始日は保険料が着金した日からとなり、それ以前の事故は対象外となります。
申込締切日を過ぎてしまった場合でも4月28日までのご加入であれば、保険料は変わりません。
5月1日以降のご加入については、月単位で保険料が変更となりますので、
総合補償制度コンタクトセンターまでお問い合わせください。加入保険料をお伝え致します。

お申し込み方法

- お申し込みは、『**学生総合補償制度申込書(加入申込票)**』に、記入例に従いご記入・ご署名のうえ、**保険料を郵便局またはゆうちょ銀行より払い込みいただき、受領証をお受け取りください。**
注:ご加入の際には加入申込票の記載事項に間違いがないか十分ご確認くださいとともに、パンフレット記載事項【補償内容、保険金額、保険期間(ご契約期間)等】をあわせてご確認くださいお手続きください。
- 「**加入者証**」を後日お送りします(6月下旬を目安に発送します)。それまでは『**学生総合補償制度申込書(加入申込票)**』の受領証を大切に保管してください。

【お問い合わせは】 総合補償制度コンタクトセンター

0120-00-8426

 携帯電話・PHSなどをご利用の場合は
右記の番号をご利用ください。 **03-6912-0550**

【受付時間 平日9:00~17:00】

【ご注意】

- この保険契約は、東洋大学南水会を保険契約者とし、東洋大学の学生を被保険者とする、学生・こども総合保険の団体契約です。被保険者(補償の対象となる方)となる方は、東洋大学の学生に限られます。退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。また、ご職業・職務の変更など契約内容に変更が発生した場合等には遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 保険料は職種別A(学生など)、団体割引5%で算出しています。募集の結果、ご契約開始時における被保険者総数が20名未満または500名以上になった場合は傷害補償の保険金額を変更させていただきます。また、保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種別別による。上記保険料は職種別A(学生など)で計算しており、学生(被保険者)が職種別Bの職業をお持ちのときは、上記保険料ではご加入いただけない場合があります。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
*職務別別B...農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業
告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 卒業・退学等で団体の構成員でなくなった場合は、この保険契約から脱退となります。
- 下宿生の方で既に、借家人賠償責任と生活用動産の補償にご加入されている場合は、補償が重複するため自宅生タイプへの加入をお勧め致します。
- ご加入の際には加入申込票の記載事項に間違いがないか十分ご確認くださいとともに、パンフレット記載事項(補償内容、保険金額、補償期間等)をあわせてご確認ください。
- 扶養者の指定
扶養者として指定できる方は、被保険者(補償の対象となる方)である学生ご本人の親権者等であり、学生ご本人の生計を主に支えている方(1名)とします。
- 加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として学生総合補償制度申込書(加入申込票)に記入していただけます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 保険証券、こども総合保険の普通約款・ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は、保険契約者である東洋大学南水会に交付されます。
- 事故が発生した場合は30日以内に事故の状況、障害の程度、内容等を取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。その事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 中途加入をご希望の方は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

詳しくは中面をご覧ください

皆さまに選ばれる理由は、3つの安心です。

クラブ活動・アルバイト・インターンシップ中のケガも対応!

保険支払事由で最も多いのはスポーツ中(クラブ活動を含む)のケガです。クラブ活動、アルバイト中も含め、在学期間中4年間24時間365日学生本人のケガを補償します。また、**食中毒、熱中症や地震を原因としたケガも補償対象**となるので安心です。



安心① あらゆるシーンでの学生本人のケガに対応できて安心!

万が一のときの安心感が違う! 示談交渉サービス付き!

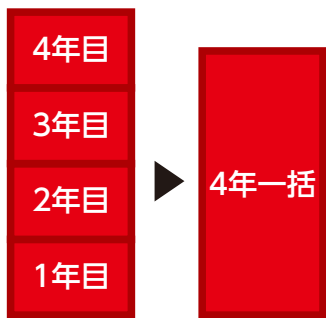
「示談交渉サービス」とは、被保険者に代わって引受保険会社が被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行うサービスです。もしも、自転車加害事故を起こしてしまった場合でも**自分で直接交渉をしなくても済む「示談交渉サービス」が付いているので安心です。**



安心② 示談交渉サービス付きで万が一のときも安心!

2年目以降の支払い忘れ等による保険切れがなくて安心!

2年目以降の保険料の支払い忘れ等により「**万が一のときに保険がない!**」という事を防止するために本制度では4年分の保険料を一時払としております。また、4年分を一括でお支払い頂くことにより、**1年ごとの支払いよりも割安な保険料を提供**しています。



安心③ 4年分を一括で支払うことで保険切れを防止できて安心!

「**3つの安心**」はすべてのタイプに共通してセットされています。**補償内容と加入タイプは中面にてご確認ください。**

このパンフレット中の写真は「東洋大学 広報課」、中面のイラストは「東洋大学第1部 漫画研究会」より提供頂いております。

学生ご本人のケガ・病気の補償(国内・外)

- クラブ活動の競技中に転倒。左手をついて手首を骨折した…
- スノーボード中に転倒し、足を骨折した…
- アルバイト中に鍋をひっくり返して火傷を負った…
- 虫垂炎を患い、入院した…
- 突然高熱を繰り返すようになり入院、手術を受けた…



傷害補償(食中毒補償、熱中症補償、天災補償)

授業中・学校行事、課外活動中、登下校中、日常生活中などに偶然な事故により学生本人がケガ(傷害)を被った場合に補償します。また、以下を原因とする場合も補償対象となります。
 ・O-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒
 ・日射または熱射
 ・地震・噴火・津波

疾病補償

学生本人が病気を発病し、その治療を目的として入院した場合、手術や放射線治療を受けた場合または退院後180日以内に通院した場合に補償します。

*補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

扶養者の方の事故・病気の補償(国内・外)

- 扶養者が不慮の事故で帰らぬ人に…
- 扶養者が突然発症した病気により帰らぬ人に…



扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(傷害)がもとで事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、または重度の後遺障害が発生した場合等に補償します。

(注)「扶養者」とは、学生ご本人の親権者等で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます(あらかじめ指定された1名となります)。

育英費用補償^{*1}(天災補償)

生活の維持や教育のための育英費用を定額で補償します。

学資費用保険金^{*1}(天災補償)

授業料などの学資費用を負担した場合、その実費を補償します。

疾病学資費用保険金^{*1}

扶養者が、保険期間中に発病した病気で死亡した場合で、授業料などの学資費用を負担した場合にその実費を補償します。

その他補償(国内・外)

- 自転車歩行者と衝突して、相手から治療費などを請求された…
- スノーボードで衝突事故。相手に重症を負わせてしまった…
- 知人から借りたカメラを誤って落として壊してしまった…



個人賠償責任危険補償(示談交渉サービス付)^{*1}・^{*2}・^{*3}

学生ご本人またはそのご家族が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償します。(免責金額:0円)
 ・アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。
 ・管理下中の受託物の破損等による損害賠償責任も補償します。
 ・引受保険会社が被保険者に代わって被害者の方と賠償額の決定など、示談へ向けた交渉を行います。

(注)示談代行サービスは、相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合など、利用できない場合があります。

救護費用等補償^{*1}

学生本人が遭難、偶然な事故による生死不明等の場合に本人または親族が負担した捜索救護費用・交通費等を補償します。

ご加入タイプ	扶養者の補償が倍額で安心		オススメ		エコノミータイプ 傷害補償と個人賠償責任危険補償に特化したタイプです。	
	A	B	C	D	E	
自宅生向けプラン (下宿生でもご選択頂けます)	90,000円	75,000円	50,000円	35,000円	25,000円	
保険料 (4年分一時払) 1年あたり	22,500円	18,750円	12,500円	8,750円	6,250円	
傷害補償	死亡・後遺障害	191.3万円	175.1万円	160.3万円	163.8万円	175.2万円
入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
手術保険金	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	—	
疾病補償 ^{*1}	疾病入院保険金日額	5,000円	5,000円	A、B、F、Gタイプのみ 学生本人の疾病補償がついています。 ケガだけでなく病気にも 備えられるので安心です。		
疾病手術保険金	入院中は疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外は疾病入院保険金日額の5倍		—			
放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍		—			
疾病通院保険金日額	2,000円	2,000円	—	—	—	
その他の補償	個人賠償責任危険補償	1億円	1億円	1億円	1億円	
	救護費用等補償	100万円	100万円	100万円	100万円	
扶養者の方の補償	育英費用補償	400万円	200万円	200万円	—	
	学資費用補償	40万円(年額)	20万円(年額)	—	—	
	疾病学資費用補償	40万円(年額)	20万円(年額)	—	—	

↓ +8,430円で下宿生向け補償を追加できます
 下宿生の場合でも自宅生向けプランにご加入頂けます。
 ご予算に合わせてご選択ください。

ご加入タイプ	扶養者の補償が倍額で安心		オススメ		エコノミータイプ
	F (A+下宿生向け補償)	G (B+下宿生向け補償)	H (C+下宿生向け補償)	I (D+下宿生向け補償)	J (E+下宿生向け補償)
下宿生向けプラン	98,430円	83,430円	58,430円	43,430円	33,430円
保険料 (4年分一時払) 1年あたり	24,608円	20,858円	14,608円	10,858円	8,358円
下宿生向け補償	生活用動産補償	30万円	30万円	30万円	30万円
	借家人賠償責任補償	500万円	500万円	500万円	500万円

*1 疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日(免責期間4日間)、疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日

*1 被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、条項・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項・特約の要否を判断の上、ご加入ください。複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
 *2 日本国内において発生した個人賠償責任危険保険金お支払いの対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
 ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合
 ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 *3 相手の方の交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 *4 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 *5 被保険者は次の方となります。なお、保険証券に記載されたご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。
 ① 保険証券に記載されたご本人
 ② ご本人の親権者およびその他の法定監督義務者
 ③ ご本人の配偶者
 ④ ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の「ご本人またはその配偶者の親族^{*1}」
 ⑤ ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の「ご本人またはその配偶者の未婚^{*2}の子」
 ⑥ 上記①から⑤のいずれかの方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族
 *2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 *3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。